

平成28年度県民意見の提出状況について

宮 城 県

平成28年度に行っている川内沢ダム建設事業の公共事業再評価に係る県民意見の提出状況等は、以下のとおりです。

記

- 1 意見募集期間
平成28年11月1日（火）から平成28年12月1日（木）まで
- 2 意見提出方法
郵便，ファクシミリ，電子メール
- 3 関連情報の提供手法及び周知方法
 - (1) 関連情報の提供手法
 - イ インターネット（県ホームページ）
 - ロ 県政情報センター（県庁）での公表
 - ハ 県政情報コーナー（仙台以外の各地方振興事務所及び各地方振興事務所地域事務所）での公表
 - ニ 宮城県議会図書室での公表
 - (2) 周知方法
 - イ みやぎ県政だより
11月・12月号「県からのお知らせ」欄に掲載
 - ロ ラジオ
Date fm「アラウンド・ザ・ミヤギ」 放送3回
11月9日（水），23日（水），29日（火）の放送枠内
 - ハ メールマガジン
宮城県メールマガジン「メルマガ・みやぎ」第636号（11月4日発行），第637号（11月11日発行），第638号（11月18日発行）
 - ニ フェイスブック
宮城県フェイスブック（11月5日投稿）に掲載
 - ホ 市町村広報紙
広報なとり11月号に掲載
 - ヘ チラシ配布
 - (イ) 県庁総合案内，県庁県政広報展示室，各地方振興事務所及び各地方振興事務所地域事務所でのチラシ配布
 - (ロ) 名取市役所でのチラシ配布
 - ト 地上デジタルデータ放送
宮城テレビ放送「県市町村からお知らせ」（11月1日～30日）に掲載
- 4 意見提出件数
1件

5 提出された意見の概要

意見の概要

川内沢ダム建設には反対である。

〔理由〕

- 1 川内沢川は、小さな川であり、ダムに対応できる規模ではない。集中豪雨によりダムが満水になり、今の川内沢川に放水された場合、川内沢川やその流域はどうなるのか。
仙台空港付近の流域については河川改修を行っているのに、なぜ上流のダム建設予定地付近から仙台空港付近までの流域については河川改修を行わないのか。
また、ダムを造っても、河川改修を行っても、集中豪雨が仙台空港を襲わない保障はないため、建設費用は無駄になるのではないか。
- 2 地権者の組合からの文書に記載されている入会権に関する内容には、法的根拠はあるのか。
組合の特定役員・総会には、共有林の登記を抹消する権限はあるのか。
地権者との交渉については、県河川課の職員など関係する公務員が直接行うべきである。
- 3 ダム建設予定地の「笠島」地区は歴史が深く、平安時代の藤原実方中将、道祖神社、歌人の西行法師、松尾芭蕉が登場する土地であり、近代的なダムは、歴史を台無しにしてしまうので、ふさわしくない。
- 4 ダム建設予定地の「愛島」地区はまとまりがなく、他の地区のことには無関心であり、反対者がいないから、ダムが造り易い土地なのだと思う。